

今後検討すべき論点について（改）

1 民法の成年年齢を引き下げるべきか否か。

(1) 成年年齢の引下げの必要性、有用性をどのように考えるか。

成年年齢引下げの必要性としては、①成年年齢を引き下げることにより、若年者の保護についての施策の転換をはかるべきであり、また、若年者に社会人としての自覚を促すべきである、②少子高齢化の現状でなるべく若い人たちに意見表明権を保障する必要があるという意見があったが^{*1}、どのように考えるべきか。

また、これまで当部会では、成年年齢引下げの有用性（メリット）として、①親から虐待を受けたり、金銭的な搾取を受けている18歳、19歳の者を、親の親権から解放することができる、②既に実質的には親から独立して生活をしている18歳、19歳の者が、親の同意がなくても契約をすることができる、③成年制度を諸外国と一致させることにより、国際取引がスムーズにいくようになる等の意見が出された一方^{*2}、引下げの問題点（デメリット）として、④成年年齢を引き下げると、消費者問題が増加したり、18歳、19歳の若年者の消費者トラブルが増加するなどのおそれがある、⑤今回の法制審議会における検討は、民法のみの検討を行うということであるが、民法の成年年齢を引き下げると、少年法など他の法律の年齢の引下げに事実上つな

*1 前回の部会では、①成年年齢を引き下げることによって、若年者に社会人としての自覚が促されるかどうか分からず、このような効果が不明確かつ計測困難な理由をもって、基本法である民法を改正することはできないのではないかと、②若者の意見表明権の問題は参政権の問題であり、民法の成年年齢を引き下げることの理由にはならないのではないかとという意見もあった。

*2 ① 児童虐待の対象となっているのは低年齢児が中心であり、18歳、19歳の子が虐待の対象となっている事例は少ないとして、児童虐待の問題については、成年年齢を引き下げることに対応すべきではなく、別途対応策を検討すべきという指摘もあった。

② 平成17年の国勢調査の結果によれば、働いていて（アルバイト等を含む）、親と同居していない者の数の割合は、18歳、19歳の総人口の約6.7%であった（平成17年国勢調査・第3次基本集計・報告書掲載表第25表）。

③ 法の適用に関する通則法は、人の行為能力はその本国法によって定めることを原則とし（第4条第1項）、取引における保護をはかる観点から、法律行為をした者がその本国法によれば行為能力の制限を受ける場合であっても、行為地法によれば行為能力者となるときは、一定の要件のもとで、行為能力者とみなす（同条第2項）としている（例えば20歳のシンガポール人は、日本において親の同意なく契約をすることができる。）。このように、通則法では、各国の成年制度が異なることを前提に、取引の保護の観点等も考慮して調整規定を設けており、どのように調整を行うかは通則法の問題であるとも考えられる。

がるおそれがあるという意見^{*3}が出されたが、これらの意見についてどのように考えるか。

- (2) 憲法改正の国民投票権年齢、選挙権年齢及び民法の成年年齢は、多くの国で一致させており、社会の完全なメンバーシップを取得する年齢という意味で一致させることが望ましいという意見があった一方、国民投票の投票権年齢と選挙権年齢は、何歳以上の者に参政権を与えるかという問題であり、一致させる必要があるが、民法の成年年齢は何歳までの者を契約や身上面で保護すべきかの問題であり必ずしも一致させる必要がないという意見があったが、どのように考えるべきか^{*4}。

2 成年年齢を引き下げるためには条件整備が必要か、また、仮に必要だとするとそのための条件の内容は何か。

これまでのヒアリング結果や世論調査の結果によれば、成年年齢を引き下げるためには、教育の改革など一定の条件を整備する必要があるように思われるが、どのように考えるか^{*5}。また、条件整備が必要であるとすると、具体的にどのような条件整備が必要と考えられるか（部会資料35参照）。

3 仮に成年年齢を引き下げる場合、成年年齢は何歳とすべきか。

仮に成年年齢を引き下げる場合、成年年齢を何歳とすべきか。国民投票の投票権者の範囲に合わせて18歳とするという考え方（A案）、高校3年生に成年者と未成年者が混在するのは問題があるとして、19歳とするという考え方（B案）、18歳に達した直後の3月の一定の日（例えば3月31日など）に

*3 その他、前回の部会では、成年年齢は20歳であるという文化が我が国には根付いており、多くの国民が引下げに反対という現状を重視する必要があるという意見も出された。

*4 諸外国の例をみても、いくつかの国、州（アメリカの一部の州（アラバマ州、ネブラスカ州等）、カナダの一部の州（ブリティッシュコロンビア州、ニュー・ブランズウィック州等）、アルゼンチン、インドネシア、キューバ、韓国、マレーシア等）においては、選挙権年齢と成年年齢を一致させていない。

*5 前回の部会では、①大人になるための教育というものを行うことは、現在の日本の高校教育の現状に鑑みると難しいのではないかと、②成年年齢を引き下げる場合であっても、引き下げない場合であっても、消費者保護の施策の充実や教育の改革など、若年者の自立に向けて一定の条件整備が必要であるという意見も出された。

一斉に成年とするという考え方（C案）^{*6}がありうるが、どのように考えるか。

4 親権解放制度について

仮に現行制度を変える場合、単純に成年年齢を引き下げるという結論を採るほかに、一定の要件のもとで未成年者が服している親権からの解放を認めるという制度の創設^{*7}（例えば、旧民法の自治産（親の許可を得て未成年者に被保佐人と同様の権利を付与する制度）のような制度など）も考えられるが、どのように考えるか。

5 段階的成年制度について

仮に現行制度を変える場合、単純に成年年齢を引き下げるという結論を採るほかに、成年と未成年で二分するのではなく、3つ以上の区分を設けて段階的に権利を付与する制度の創設^{*8}も考えられるが、どのように考えるか。

*6 諸外国の立法例をみると19歳を成年年齢として設定している国（州）も存在することや（例えばアメリカ合衆国のネブラスカ州、アラバマ州、カナダのブリティッシュコロンビア州等。韓国では選挙権年齢を19歳としている。）、一定の年齢に達した時点ではなく、一定の時期を基準時として権利を付与する制度を採用している例も存在する（オーストリアにおいては、国民投票の投票権者の範囲を投票が実施される年に満18歳であることと定めている（例えば2008年10月に投票が実施される場合、2008年12月31日までに18歳になる者が投票権者となる。平成18年2月・衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書40-41頁）。また、我が国の立法例をみても、スポーツ振興投票券（いわゆるサッカーくじ）の購入等については、高校生にサッカーくじを購入させるのは相当ではないとして、19歳未満の者の購入を禁じている（スポーツ振興投票の実施等に関する法律第9条）という例も存在する。

この点については、国民投票法の法案審議の際にも、国民投票の投票権者の範囲を18歳と定めるのが相当か否かということについて議論が行われており、高校というのは義務教育ではなく、20歳の高校生というのも現実に存在すること、普通自動車の運転免許については18歳からとなっており、高校3年生で運転免許を取得することができる人とできない人が混在していることなどから、国民投票の投票権者の範囲は、諸外国の例にあわせて、満18歳以上の者とされた。

*7 前回の部会では、両親は海外赴任をしており、子のみが日本に居住し、契約をするに当たり両親の同意を一々とするのが面倒であるという事態も想定されるが、一定の条件のもとで親の親権から解放される制度の創設で対応するという考えも出された。

*8 前回の部会では、18歳未満の者は現在の未成年者と同様にし、18歳、19歳の者に被保佐人程度の権利（簡単な契約であれば一人であることができることにする。）を付与し、20歳以上の者に完全な行為能力を与えるという段階的成年制度を採用すれば、被保佐人には選挙権が付与されているので選挙権年齢との不整合という問題は解決されるのではないかという意見が出された。他方、この意見に対しては、この制度を採用したとしても、成年年齢が20歳であるという事実は変わらず、また、やや複雑な成年制度になるので取引の安全性を害しないかという懸念があるという意見も出された。

6 養子をとることができる年齢について

現在の民法においては、養子をとることができる年齢は、契約を一人ですることができる年齢と一致しているが、理論的に必ずしも一致させる必要がなく、また、諸外国の立法例をみても、成年年齢（契約を一人ですることができる年齢）より上に養子をとることができる年齢を設定している国も多い。

したがって、成年年齢を引き下げるとした場合、養子をとることができる年齢についても引き下げるべきという考え方（A案）、現状のまま20歳とすべきという考え方（B案）、現状より引き上げるべきという考え方（C案）がありうるが、どのように考えるか。

7 婚姻適齢について

現在の民法においては、婚姻適齢は、男子は18歳、女子は16歳とされており、未成年者は父母の同意を得て婚姻をすることができることとされているが、仮に成年年齢を18歳に引き下げた場合、男子は成年にならなければ婚姻することができないのに対し、女子は未成年（16歳、17歳）でも親の同意を得れば婚姻をすることができることになる。

仮に成年年齢を18歳に引き下げた場合、婚姻適齢をどうすべきか、現状のまま（男子18歳、女子16歳）とするという考え方（A案）、男女とも18歳にそろえるという考え方（B案）^{*9}、男女とも16歳にそろえるという考え方（C案）がありうるが、どのように考えるか。

8 その他

^{*9} 婚姻適齢は男女とも18歳にしつつ、妊娠をした場合など特別の事情がある女子については18歳未満でも婚姻できるという考え方（B-2案）もありうる。